

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定によつて、大規模小売店舗の廃止の届出があつた。

平成十九年十月十八日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

1 名称

フジグラン西条駅前SC

2 所在地

東広島市西条栄町七番五号

二 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

九千九十三平方メートル

三 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

〇平方メートル

四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が千平方メートル以下となる日

平成十九年九月三十日

五 廃止する理由

閉店の為